

2 財産の管理及び処分

◆地方公共団体の財産の所有者名義について

問 「基金及び公有財産に属する株券の名義は、地方公共団体の長の名義でよいか。

答 地方公共団体の長の権限として自治法は「財産を取得し、管理し、及び処分すること。」(自治法149⑥)と定めているが、この規定は、地方公共団体の長に所有権があることを定めたものではなく、地方公共団体という公法人が所有する財産を地方公共団体の長が管理することなどを定めた規定である。したがって、地方公共団体の長の名義とはせず、地方公共団体の名義とすべきである。

◆流木の所有権はいずれに属するか

問 水害により山林崩壊のため立木が流失してその所有者不明の場合、次の所有権はどうか。

- (1) 流木が民有農地(田・畑)にある場合
- (2) 流木が河川、海辺にある場合
- (3) 海上に漂流する場合

答 現行制度上、いわゆる占有離脱物の取扱い、その所有権の帰属等の関係については、遺失物法と水難救護法に定めがあるが、漂流物については水難救護法に規定されている。

設問の(2)及び(3)の場合は、漂流物として水難救護法が適用されるが、(1)の場合は、漂流物といえるかどうか疑問がある。漂流物でないと考えられる場合には、遺失物法が適用されるが、その原因、(2)及び(3)の場合との

関係、また実際の処理にかんがみると、遺失物とすること自体に問題がある。

したがって、現行法のもとでは、漂流物として取り扱うほかないものと考えられる。

◇買収した温泉の引湯権の買収した償却はどのように行うべきか

問 買収した温泉の引湯権（分湯権）を無形固定資産として計上する場合、償却はどのように行うことになるか。

答 法人税法の通達において、温泉利用権は、水利権に準じて償却を認める旨規定されている。したがって、地方公営企業においても、水利権に準じて耐用年数20年で償却することが適当である。

なお、温泉の利用期間が定められている場合は、その期間を耐用年数と仮定して償却することもできる。

◇財産を交換することの可否

問 (1) 財産の交換する場合、その差金は当該財産の価格に対し著しく高額でもよいか。

(2) 自動車を新たに購入する場合、中古車を「下取り」させ、自治法第237条第2項の財産の交換として処理することは適当か。

答 (1) 普通財産の交換差額の限度額は、各地方公共団体の実情に応じて定める必要があるが、高価なものの6分の1以内程度とするのが適当（昭38・10・30自丁行発68）とされているため、著しく高額とすることは適当でない。

(2) 自治法第237条第2項の規定に基づく公有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例のなかに普通財産の交換に準じ、物品の交換に関する規定を設けるべきである（財産の交換、譲与、無償貸付に関する

4 行政財産の管理及び処分

4-1 行政財産の取得

◆私権の設定された行政財産の取得の可否

問 「地方公共団体が取得しようとする財産に、地役権が設定されている場合でも、当該取得が公用又は公共用に供することに支障がなければ、このまま取得し、行政財産とすることができる」（昭43・3・4行実）との実例があるが、自治法第238条の4第1項は、単に私権を設定する行為を禁ずる趣旨ではなく、行政財産に私権が設定された状態を禁止している規定であり、当該私権を消滅させた後取得し、必要ならば私権にかわる使用許可をさせるべきではないか。

答 行政財産とは、地方公共団体の行政目的に直接供される財産であって、それを処分したり、みだりに地方公共団体以外の者に使用させることは、地方公共団体の本来の行政活動を阻害することになるので禁止されている（自治法238の4 I）。

しかし、いかなる場合にも地方公共団体以外の者による使用を認めないことは、かえって行政財産の効用を減殺する場合もあり、逆に認めることにより、効用を高める場合もあるので、実情に沿うよう、用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる例外規定を設けている（同法238の4 IV）。

このように行政財産について、その用途又は目的を妨げない限度における使用許可ができるのであれば、公用又は公共の用に供するに何ら妨げとならないような場合においては、必ず私権を消滅させねばならない必然性はないといえる。

自治法第238条の4第1項は、既に行政財産であるところの財産につき、新たな私権の設定を禁止していることは明白であるが、文理上、私権が設定されている財産を行政財産として取得することは禁止されておらず、このことから設問の行政実例が出されている。

さらに、私権が設定されているにもかかわらず、土地等を行政財産として取得するという事は、私権設定がその財産の効用に対してほとんど影響がないか、それ以上にその財産の効用が大きいかのどちらかであると考えられ、あえて補償して私権を消滅させる必要はないものといえよう。

◆公有財産と私権の設定の可否

⑩ 地役権の設定された土地を取得して、行政財産と決定することは差し支えないか。

⑪ 自治法第238条の4第3項は、行政財産に私権を設定した行為は無効と規定している。しかし、当該財産に地役権が設定されているとしても、実際の行政目的の実現のためには支障がないものと解され、また、現実に行政目的に照らしてその財産の効用が大きいものであるときは、本設問のような行為は是認されるものと解される（昭43・3・4行実）。

〔地
公
財
九
九〕

◆抵当権付土地の取得

⑫ 抵当権付の土地を学校用地として取得できるか。

⑬ 行政財産については行政執行の物的手段としての効用を十分発揮させるため、自治法第238条の4第1項では、行政財産に地上権、地役権等の用益物権又担保物権の設定を禁止している。

抵当権は担保に供されたものを提供者の自由な使用収益にまかせつつ、債務の弁済のないときにそのものを原則として競売に付すことによってその代金から優先的に弁済をうけることのできる物権である（民

一
三
五
二

2 行政実例

○譲与に関する条例と議会の議決 (昭和38.12.23.自治庁行発第97号
北海道農地開拓部長宛 行政課長回答)

問 地方公共団体の公有財産のうち普通財産を適正な対価なくしてこれを譲渡する場合、譲与条例を設けて無償譲渡することとしたときは、処分に当たつて更に議会の議決を要しないと解するが如何。

答 お見込のとおり。

○「貸し付け」の範囲 (昭和40. 2.24.自治庁第13号
東京都総務局長宛 行政課長回答)

問 地方自治法第96条第1項第6号及び第237条第2項に規定する「貸し付け」の中には、地上権等の用益物権の設定による使用も含むと解するがどうか。

答 お見込のとおり。

○賃貸物件の無償譲渡 (昭和40.10.11.行政課決定)

問 賃貸借の期間の満了のときに賃貸物件を賃借人に無償譲渡するという条件が付されている物件の賃貸借契約が実質上所有権留保の条件を付した割賦販売契約と等しいものであるときは、当該物件の無償譲渡につき地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決は必要ないものと解するがどうか。

答 お見込みのとおり。

○条例に基づく財産処分と第8号の議決の要否

(昭和42. 4.17.自治庁第38号
東京都財務局長宛 行政課長回答)

問1 本都においては、財産を交換し、または適正な対価なくして譲渡し、若しくは貸し付ける場合については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年3月東京都条例第25号）を定めているが、この条例に基く財産の処分については、地方自治法第96条第1項第7号（現行法では第8号）の議会の議決を要し

3 判 例

I 公有財産

(1) 公有財産の範囲

○所有権移転登記抹消登記手続等請求事件

昭和61年7月14日／大分地方裁判所／民事第2部／判決／昭和58年（行ウ）第7号・行政事件裁判例集37巻7・8号915頁

【要旨】

1 公有財産は、地方公共団体自身が直接、特定の行政目的のために供していない場合には、それが間接的に地方公共団体の行政に貢献していたとしても、地方自治法238条にいう行政財産に当たらないとした上で、同法上の一部事務組合の取得した土地が、同条にいう行政財産に当たらないとされた事例。

2 地方自治法242条1項は、公金の支出、財産の取得、管理、処分、契約の締結をそれぞれ別個独立の行為と構成し、各別に監査請求の対象として規定しているため、訴訟の対象とされた行為に数個の右財務会計上の行為が含まれている場合には、監査請求も各別の財務会計上の行為毎になされていることを要する。

3 土地購入費のほか、立退補償費等を含めて取得に2億円余を要した土地を1億5000万円で売却したことにつき、適正な対価なくして売却されたものとは認められないとされた事例。

4 地方公共団体自身が直接、特定の行政目的のために供していない公有財産は、それが間接的に地方公共団体の行政に貢献していたとしても、地方自治法238条にいう「行政財産」に当たらない。

出典：『判例体系』（第一法規）

○財産の管理を怠る事実の違法確認請求事件

昭和62年9月21日／山形地方裁判所／民事部／判決／昭和60年（行ウ）第1号・行政事件裁判例集38巻8・9号1023頁

【要旨】

1 地方自治法238条1項7号の「出資による権利」とは、出資したことによつて取